

多賀町の予防接種

【令和6年4月1日～】



小学校に入学するまでの予防接種



注意) 令和6年4月以降に「ヒブワクチン」または「四種混合ワクチン」の接種を開始する方へ

「ヒブワクチン」または「四種混合ワクチン」を一度も接種していない方は、「五種混合ワクチン」を接種します。「ヒブワクチン」または「四種混合ワクチン」を一度でも接種した方は、原則として、引き続き「ヒブワクチン」と「四種混合ワクチン」を接種します。

予防接種名	法律等で定められている接種の受け方				備考
	対象期間	接種開始時期	合計接種回数	接種の受け方	
ヒブ (Hib) 感染症	生後2か月から5歳に至るまで	生後2か月から生後7か月に至るまで【標準スケジュール】	4回	初回：27日以上（標準的には27～56日までの間隔※1）の間隔をおいて生後12か月に達するまでに3回接種 追加：初回(3回)接種終了後7か月以上の間隔をおいて（標準的には7～13か月までの間隔）1回接種	<ul style="list-style-type: none"> 生後12か月までに初回2回目、3回目が接種できなかった場合は、前回接種後27日以上の間隔をおいて追加接種(1回)を受ける。 ※1：医師が認める場合は20日以上も可
		生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまで	3回	初回：27日以上（標準的には27～56日までの間隔※1）の間隔をおいて生後12か月に達するまでに2回接種 追加：初回(2回)接種終了後7か月以上の間隔をおいて（標準的には7～13か月までの間隔）1回接種	<ul style="list-style-type: none"> 生後12か月までに初回2回目が接種できなかった場合は、前回接種後27日以上の間隔をおいて追加接種(1回)を受ける。 ※1：医師が認める場合は20日以上も可
		生後12か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまで	1回	1回接種	
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月から5歳に至るまで	生後2か月から生後7か月に至るまで【標準スケジュール】	4回	初回：27日以上の間隔をおいて、標準的には生後12か月に達するまでに3回接種 追加：初回(3回)接種終了後60日以上の間隔をおいて1歳以降に1回接種（生後12～15か月で受けることが望ましい）	<ul style="list-style-type: none"> 初回2回目、3回目の接種は、生後24か月までに受けること。ただし、生後12か月を超えて2回目の接種を受けた場合は、3回目の接種はできない。初回2回目の接種終了後、60日以上の間隔をおいて追加接種(1回)を受ける。
		生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまで	3回	初回：27日以上の間隔をおいて標準的には生後13か月に達するまでに2回接種 追加：初回接種(2回)終了後60日以上の間隔で1歳以降に1回接種	<ul style="list-style-type: none"> 初回2回目の接種は、生後24か月までに行うこと。超えた場合の接種はできない。追加接種(1回)を受ける。
		生後12か月に至った日の翌日から生後24か月に至るまで	2回	60日以上の間隔をおいて2回接種	
		生後24か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまで	1回	1回接種	

予防接種名	法律等で定められている接種の受け方			望ましい時期	備考
	対象期間	合計接種回数	接種間隔		
B型肝炎	1歳に至るまで	3回	27日以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目接種日から139日以上の間隔で1回接種	生後2か月～9か月に達するまで	母子感染予防の対象者は、接種時期が異なりますので主治医にご相談ください。
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ 四種混合	1期 初回	3回	20日以上の間隔をおいて（標準的には20～56日までの間隔）	生後2か月～12か月に達するまで	<ul style="list-style-type: none"> 生後3か月を過ぎたらなるべく早く受けましょう。 百日せきにかかったことがはっきりしている人は、四種混合の代わりに、二種混合を受けることもできます。
	1期 追加				
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ ヒブ感染症 五種混合	1期 初回	3回	20日以上の間隔をおいて（標準的には20～56日までの間隔）	生後2か月～7か月に至るまでに開始	<ul style="list-style-type: none"> 「四種混合ワクチン」または「ヒブワクチン」の接種を開始して、初回接種や追加接種が途中の場合、令和6年4月1日以降も、原則として、これまでと同じワクチンを使用して接種を完了してください。
	1期 追加				
結核 (BCG)	1歳に至るまで	1回	—	生後5か月～8か月に達するまで	
麻しん風しん混合 (MR)	1期	1回	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 1期は、生後12か月を過ぎたらなるべく早く受けましょう。 2期は、小学校に入学する前年4月1日～小学校に入学する年の3月31日まで。
	2期	1回	—	—	
水痘	生後12か月から36か月に至るまで	2回	初回接種終了後3か月以上の間隔をおいて（標準的には6か月～1年の間隔）	生後12か月～15か月に達するまでに初回接種	<ul style="list-style-type: none"> 初回接種は、生後12か月を過ぎたらなるべく早く受けましょう。
日本脳炎	1期 初回	2回	6日以上の間隔をおいて（標準的には6～28日までの間隔）	3歳	
	1期 追加	1回	1期初回(2回)終了後6か月以上の間隔をおいて（標準的にはおおむね1年）	4歳	

予防接種名	法律等で定められている接種の受け方			望ましい時期	備考
	対象期間	合計接種回数	接種間隔		
ロタウイルス感染症	出生6週0日後から32週0日後まで	2回	ロタリックス (経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン) 初回接種から27日以上の間隔をおいて	生後2か月に至った日から出生14週6日後まで	<ul style="list-style-type: none"> 対象者から除外される者(腸重積賞の既往歴のある者、先天性消化障害を有する者、重症複合免疫不全症の所見が認められる者) 出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されていないため出生14週6日までに初回接種を完了することが望ましい。
		3回	ロタテック (5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン) 初回接種から27日以上の間隔をおいて		

＊乳幼児期の予防接種のスケジュールのめやす＊

乳児期						幼児期			
2か月	3か月	4か月	5か月	～	7か月	～	12か月～	15か月～	18か月～
ヒブ 肺炎球菌 B型肝炎 ロタウイルス 四種混合 五種混合	ヒブ 肺炎球菌 B型肝炎 四種混合 ロタウイルス 五種混合	ヒブ 肺炎球菌 四種混合 ロタウイルス (5価のみ) 五種混合	BCG		B型肝炎		麻しん風しん 水痘 ヒブ 追加 肺炎球菌 追加 五種混合 追加	四種混合 追加	水痘



小学校入学後の予防接種



予防接種名	法律等で定められている接種の受け方		望ましい時期	備考
	対象期間	接種回数・間隔		
二種混合 ジフテリア 破傷風	2期 11歳以上13歳未満	1回	11歳	
日本脳炎	2期 9歳以上13歳未満	1回	9歳	
ヒトパピローマ (子宮頸がん予防) ワクチン (女子のみ)	小学校6年生から 高校1年生相当の年齢	3回 サーバリックスは、①1回目接種、②1回目接種から1か月以上の間隔をおく、③1回目接種から5か月以上、かつ2回目接種から2か月半以上の間隔をおく。 ガーダシルは、①1回目接種、②1回目接種から1か月以上の間隔をおく、③2回目接種から3か月以上の間隔をおく。 2回 シルガードは、①1回目接種、②1回目接種から2か月以上の間隔をおく、③2回目接種から3か月以上の間隔をおく。	中学校 1年生	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な接種間隔 【2価・サーバリックス】 2回目：1回目の接種から1か月の間隔をおく 3回目：1回目の接種から6か月の間隔をおく 【4価・ガーダシル】 2回目：1回目の接種から2か月の間隔をおく 3回目：1回目の接種から6か月の間隔をおく 【9価・シルガード】 2回目：1回目の接種から2か月の間隔をおく 3回目：1回目の接種から6か月の間隔をおく

★子どもの予防接種

予防接種は種類がたくさんあり、回数も多いので、早めに計画を立てて、接種を受けるようにしましょう。また、必要な場合は複数のワクチンを同時に接種することもできますので、かかりつけの医師に相談しましょう。わからないことや心配なことがあれば、かかりつけの医師や福祉保健課に相談しましょう。



★予防接種の受け方

- お子様の体調のよい時に接種を受けてください。明らかに発熱(37.5℃以上)している時は、接種を受けられません。
- 子どもの健康状態をよく知っている保護者が連れて行きましょう。
- 保護者が同伴できない場合は、委任状が必要になりますので、福祉保健課までご連絡ください。
- 予防接種を受けるときには、医療機関に必ず母子健康手帳と予診票を持っていきましょう。

★予防接種の費用について

予防接種法に定められた予防接種の費用は、多賀町が負担しますので、無料で接種を受けることができます。ただし、無料で接種を受けることができるのは、「法律等で定められている接種の受け方」の対象期間内に、接種間隔・回数を守って接種を受けた場合に限ります。定められた期間・回数を外れた場合、助成の対象とならない上、接種による健康被害が生じた場合に、法に基づく補償が受けられないことがあります。発熱等の医学的な理由(自己都合や接種忘れの場合は含みません)により接種が出来なかった場合には、定期予防接種の対象となることがありますので、医療機関や福祉保健課にお問い合わせください。

★予防接種についてのお問い合わせは・・・多賀町福祉保健課 電話(0749)48-8115 有線2-2021 まで